

第3回県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会
議 事 概 要

平成22年3月29日(月)
10:00~12:00
厚木商工会議所

1. 開会

2. 会長挨拶

石橋会長

- ・内閣府の3月「月例経済報告」の発表によると、景気は着実に持ち直してきているが、自律性が弱く、失業率が若干回復傾向にあるものの、まだまだ高水準にあるなど厳しい状況にあるとの発表がされている。個人消費の持ち直しや企業収益の改善が続くなか、景気の回復の兆しが少しずつ見え始めてきた。しかしながら、実感として景気回復が目で見ても肌で感じる事がなかなか出来ない不安定な状況が続いていると言わざるを得ないのが正直なところではないか。
- ・タクシー事業におきましても、需要が低迷し続けており、苦しい経営環境が続いている。本協議会において、委員の皆様より御意見をいただき、一刻も早くタクシー事業者自身が事業の改善を図るために地域計画を策定したいと考えているので、御協力の程よろしくお願ひしたい。
- ・本日は、前回の第2回協議会でお示した地域計画(素案)に対する意見を踏まえ、事務局において検討、修正しました地域計画(案)を示させていただくこととしており、皆様方から忌憚のない意見等よろしくお願ひしたい。

3. 議事

県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画案について
事務局より、地域計画(案)について、資料1を説明

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | ・P1の県中央交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割について、現在相模湖町で試行として乗合タクシーの社会実験が行われていると聞いているが、いわゆる過疎地域における地域住民の移動手段としての乗合タクシーの記述を削除するのはいかがかということで、事前にFAXを送付したと思う。 |
| 会 長 | ・乗合タクシーと一般のタクシーと違い、市、町によって取り組みも違っただろうし、個別の取扱いの対応になるのではないかと。その関係では、P20の上から3つめに公共交通会議等自治体主体の交通施策への積極的な関与というところで関わってくると思う。 |
| 委 員 | ・昨年11月から乗合タクシーというかたちで実証運行を行っているが、免許は4条乗合で行っているため、今回議題になっている一般乗用旅客自動車運送事業とは違っているという認識は持っている。ただし、今会長が仰ったようなかたちで本市の交通会議にも |

タクシー事業者さんに御参画いただき、色々な御意見を頂戴した。また、事業を検討する段階でも個別にタクシー事業者さんにお伺いし、どのようなかたちで事業を組み立てていったらよいか検討してきたところ。そういった意味では、公共交通会議等への関与というかたちでお力添えいただければ良いと思う。また、新しい施策を展開するなかで、直接事業者さんの御意見と頂戴するというのは本当に大事な視点だと思っているので、今後とも御意見と頂戴しながら施策を進めていければなと思う。

- 委員
- ・ P 1 3、 P 2 4 で、 2 に掲げたということで記入されている部分があり、地域計画の目標を指していると思われるが、 2 の次に地域計画の目標という言葉に記載したほうが、一般の方が読んだ場合でもわかると思う。
 - ・ また、専門的な用語、例えばマスターズ制度とは何かというのは一般の方はわからないと思うので、注釈をつけるなど語句の説明をしていただいたほうがわかりやすい。

- 事務局
- ・ 地域計画の目標は追加する。
 - ・ マスターズ制度等出てくるが、詳細に書いていくと少し厚い資料を添付するようになってくるので、指摘されたところだけ追加することは可能だが、他の箇所も出てくるので、御議論いただいて追加する必要があるら追加する。なお、他の交通圏で詳細には書いていない。

- 委員
- ・ P 2 4 の事業再構築の部分にもあるとおり、非常に重要な事業なので、主な用語としてこれから世の中に出てくるような言葉であれば、そういうものだけでも説明をしておいた方がよりわかりやすいと思う。

- 事務局
- ・ 特定事業として約 9 0 項目あるが、どれも重要だと考えている。簡単に記載することなら可能だと思う。

- 委員
- ・ マスターズ制度は、質の向上を図るという意味で、1 つ星から 3 つ星までの 3 段階あり、 3 つ星になるためには 3 年かかり、無事故無違反を含めて、優良運転士を指しているという意味。県央個人タクシー組合では、先月現在で事業者の約 6 5 % がマスターズ制度に参加している。

- 事務局
- ・ どの項目を記載すれば良いのか指摘いただければ、その点に関しては可能と思う。

- 委員
- ・ 聞けばわかるが、言葉だけでは分からないので、補足の説明をわかりやすく書いてもらったほうが見られた方も良くわかると思う。普通の人々が地域計画を見ても、どういうことをやろうとしているのかがわかるように、資料編でも構わないので、ちょっと考えていただければと思う。

- 事務局
- ・ P 1 5 にもあるような括弧書きと同様に書くようにしたい。

- 委員
- ・この地域計画案が議決されて、それから実施に移るまで、どういうプロセスを通過していくのかお聞きしたい。というのは、議決されたらそれで終了ではなく、例えば関東運輸局に届出がされて、それが事業者の方々に提示される又は関係の方に提示をされるのはどのようなかたちで今後行われていくのか。
- 事務局
- ・地域計画を策定した場合、概ね1週間から10日をかけて地域計画の公表の準備を行う。また、地域計画を国土交通大臣へ送付し、あわせて委員の皆さん、事業者団体等に地域計画が策定できたので御協力をお願いする旨の通知をする。その後、各タクシー事業者は特定事業計画の申請をして、国の認定を受けることになる。申請が出てから認定までの標準処理期間は3ヶ月間に設定されている。認定後、どのような効果があったのかは協議会でお示ししていく流れとなる。
- 委員
- ・前回の会議の時に、個別的なことではないが、過剰供給の解消の問題を少し申し上げせていただいて、それについては業者の方々が自主的にやられることで、運輸当局の方々が特段指導する問題ではないという話を聞いた。そうなのかなと思ひまして、その後資料等目を通させていただいて、改めて、今の根幹的な問題というのはやはり需給のアンバランスで、タクシーの規制緩和とその後の経済の低迷を始めとする経済状況と相まって今の状況があり、これを打破するために国が主導的にこのような協議会を作って、実施できるような担保を作るという話だろうと思う。
 - ・国の基本方針のなかには、地方運輸局長が協議会に提示する当該地域において適正と考えられる車両数を斟酌するという話をしており、これに基づいて関東運輸局から適正と考えられる車両数を地域計画案のなかの事業の現況で出している。そこで、やはり運輸局で出した適正と考えられる数値と現状は乖離していると認識しているわけで、同時に、現状のような需給アンバランスの状況では根本的な改善は難しいと記載されているわけです。
 - ・そういうなかで、10の目標にふれているが、どちらかと言えば新たな需要を掘り起こすという観点での事業で、根幹的な問題である供給過剰の解消については留意事項で話をしているだけであって、1つの目標として掲げているということではないと見受けられる。かろうじてP19の交通問題、都市問題の改善のところのその他の事業で、必要に応じてさらに供給過剰の解消に向けた対策の検討というのが記載されているが、要は国にしてもその問題を何とかすべきということで、少し記載しているだけで、それで現在のこの状況が打破できるのだろうかという率直な疑問を言わせていただいた。
 - ・特に運輸局の方も協議会に加わっておられて、会長も務めていただいているなかで、どのような計画になることで良いのか。やはり国とか行政は色々な組織に責任を持った対応が必要なのではないかというふうに思い、その2つが計画案に記載されていないということと、少し記載されているが目標として掲げていないということ、それからそういう計画が作り上がったことの行政当局の指導としていいのかなと思う。
- 会長
- ・ご存じのとおり、平成14年2月に規制緩和があり、その後新規事業者あるいは既存の事業者の増車がかなりの台数に達したということだが、増車した者に対して減車しな

いという道路運送法の規定はない。増車、減車はあくまでも経営者の判断になっている。規制緩和が要因としてはあるかもしれないが、今回の特措法で供給過剰地域は協議会を立ち上げて、それと公共交通機関としての位置づけをして、業界も含めて今までやってきた経営方針を180度近いかたちに変えていかないとこのままのタクシー業界はあり得ないだろうと。それで各々の事業者が地域計画を踏襲して、各事業者の判断のもとに特定事業を選択して、認定を受けて進めていく。これは業界が一枚岩にまとまって取り組む課題だという意味合いがあり、一体となって取り組んでいく。業界では、最終的には現行の道路運送法も改正していかなくてはならないという議論をされているが、これから目指す部分はタクシー事業者がいかに取り組んでいくかだと思う。

委員 ・ タクシー事業者の方々がいかに取り組んでいくかというのはわかるが、タクシー事業者の方だけに押しつけるというのではなくて、やはり行政又は関係者の方が連携をしないと駄目なのではないか。指導するというのではなくて、タクシー事業者の方々がこのようにしていきたいということについて、では行政はどういう支援ができるのかお手伝いができるのかということもあると思う。これは業者の問題ですよということではなくて、やはりこれは連携をとってお互いにやれるところをやっていくという姿勢が必要で、計画案にちょっと欠けているのではないかとこのように考える。

委員 ・ 今の話を含めると、やはり都市問題だとか交通問題の一端の解消もということがあると思う。前回発言させていただいたが、タクシー業界だけが頑張ってもなかなか解決しない問題が多々あると思う。特定課題はタクシー業界の皆さんが主体的なものでいいが、その他の課題についてはやはりタクシー業界だけでなく、今言われたように色々支援できるところは支援していかなければいけないのではないかと。その辺を含めると、公共施設を維持管理する機関の協力は出ているが、いわゆる地域の諸団体との連携ということを記載したほうがよいと思う。

・ タクシー業界の皆さんの提言など受けながら、行政にも提言をしながら一定のかたちで変えていくという活動もあるので、最終的には事務局からお話いただいたようにP25の下から7行目の鉄道駅、病院、市役所などの公共施設を維持管理する機関の協力というところを、できれば機関の協力や地域諸団体との連携が不可欠であるというようなことをここで記載したほうが良いと思う。地域の諸団体というのは商店街もあれば経済団体もあり、協力を求めるということまではなかなか難しいと思うが、連携をするということについては、やはりあったほうが良いのではないかとと思う。

会長 ・ 地域に根ざしたという部分で発言されたと思うが、この部分の機関の協力や地域諸団体との連携が不可欠であると記載するとなれば、さらに重みを増した中身になるだろう。

事務局 ・ 協議会でこうしてほしいということであれば記載することは構わない。

委員 ・ P25の「また、タクシー事業の活性化のためには、例えば利用者が利用しやすいタクシー乗場の拡充を図る場合、鉄道駅、病院、市役所等の公共施設を維持管理する機関の

協力」の次に「や地域諸団体との連携」が不可欠であるというところだと思う。

委員

- ・今回の特措法に基づきタクシーも公共交通機関ということで認定されたので、特に今お話いただいたような様々な機関並びに地方自治体の方々にも、いわゆるマスタープランやそういった都市計画の再編については、やはりタクシーとしての機能等を事前に相談しながら取り入れていってほしいと感じている。
- ・昨年の6月に特措法が制定され、自民党政府が多数を握っていた時ですが、国会の各党派全て賛成をして通った法律なので、その根幹はやはり大幅な供給過剰をいかに解決していくかということが大前提だろうと思う。そういうなかで、昨年の10月以降色々論議をしているが、その後政府も変わっていわゆる規制改革派、構造改革派とのしごらみがあり、減車の問題については非常にデリケートで公正取引委員会も注目している。やはり事業者が、供給過剰という大前提があるのでそれを解消していくためにこの法律を活かしていくけども、非常に難しい問題もあり、やはり行政がもう少し踏み込んで話をさせていただいたほうがいいのかという考えもある。ただ行政としても国交省の意向を踏まえて動いているので具体的に動き出すということは非常に難しい問題だが、タクシー行政に携わっている部門のところ、これからこの事業計画が上手くいくかどうかは注目をしながら、上手くいかない場合は動き出すという気持ちも持っているようで、事業者自体が減車問題を必ず解決していけるように何とか努力をしていきたいと思う。

委員

- ・減車問題については、事業者の方だけにではなかなか大変だろうと思う。ですから、指導でなくて監督官庁がやはりある程度支援をすとか相談する、連携をとることが必要だということが記載されていることが必要なのではないか。

会長

- ・特定事業計画あるいは事業再構築を含め、相談があればのっていかなければならない立場だと思う。これは説明会をして充分事業者さんにも理解していただけるように努めていく考えである。

委員

- ・行政側が動くには先程のお話にもあったように、都市マスタープランや総合計画への位置づけが必要になってくるかと思うが、P8の上から2つ目のポツで、各自治体が認識を高め公共交通として交通計画や都市計画等への位置付けを得られるようタクシーに関わる関係者が連携して取り組むという記載がある。これは、一番上のポツにあるように、現在のタクシーの位置付けはなかなか公共交通というなかに明記されているところが少ないということで、交通計画等に盛り込んでいこうということだと思う。
- ・確かに基本方針の留意事項ということで、都市計画等との調和ということが記載されていて、そのなかで都市マスタープランであったり、地方自治法の基本構想等に即していなければならないと記載している。そうすると、これから総合計画や都市マスタープランに明記していったほうがいいという動きが、即したものでなければならないとなると、現行の都市計画に即して地域計画を作らなければならないのかははっきりしていないのではないか。

・現在、総合計画と都市マスタープランが当市では改定のタイミングで、そういうことであれば、その改定の時に合わせて、地域計画が実は出来ているということで、総合計画に盛り込んでいくような動きをとらなければいけないので、先程お話があったようにできるだけわかりやすい用語で説明していく必要がある。マスタープラン等は、当然ながら行政主導で決めている状況でなく、役員会議等相当数の市民の方が大勢参加した会議で決めていくものなので、特定事業を一つ一つ説明しながらマスタープラン等に盛り込んでいく必要があるのか、それとも現行のマスタープランに即して策定するので、そこまで考えていないのかということを確認したい。

事務局

・各自治体が交通計画、都市計画、マスタープランを作成しているのは充分認識しており、前回も、タクシーに関して入口に入ったところで、総論では公共交通機関にタクシーも入るけれど、各論になると明確に入っていないが、今後、高齢化・少子化による人口の減少等を踏まえタクシーのドアツードアの役割というのが明確になってくるという御意見をいただいている。都市計画、マスタープラン等の改定等あれば、御議論等いただいて盛り込んでいただければ大変ありがたい。

委員

・地域計画をどこかの委員会で説明する必要が何らかのかたちで出てくると思う。できれば、場合によっては我々が説明することになるので、もう少し専門用語がわかるようにしていただければと思う。

事務局

・他の交通圏でも問い合わせがあり、個別に返答している。細かく書きすぎると厚くなるので、簡単に書かせていただいて、各自治体からさらに問い合わせがあれば返答するように対応させていただければと思う。

委員

・このような計画書を作ると用語の説明を後ろに添付したり、印をつけてページの下に記載する等色々な方法があると思うので、できるだけ大きな部分は別につけていただけたらと思う。

事務局

・確認だが、今回地域計画案をお示して、P13、P24の2というのがわかりづらいので、地域計画の目標を追記することと、特定事業のわかりづらいと思われるところを簡単に括弧書き入れさせていただく。また、最後のPで、例えばというところがタクシー乗場にかかることを言っているの、下から3行目のタクシー事業の経営行動に影響を与えうる主体、ここで括弧で行政、自治体、公共施設管理者等の後に及びというかたちで、地域諸団体というのを入れさせていただいて、その括弧で協力、連携がということよろしいか。

各委員

・賛同。

事務局より、地域計画の議決に関する説明

- | | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | ・それでは、地域計画（案）を県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画として策定の議決をしたいと思うが、委員の皆様のご承認をいただけるか。 |
| 各 委 員 | ・合意。 |
| 会 長 | ・ただいまの議決をもって、本案を全会一致で県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とする。 |
| 各 委 員 | ・賛同。 |
| 事 務 局 | <ul style="list-style-type: none">・本日議決された地域計画については、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、3 月中を目途に協議会として会長名で、神奈川運輸支局及び神奈川県タクシー協会のホームページで公表したいと考えている。・また、法第 10 条第 2 項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することとしたい。・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況の検証・評価を行うことになるが、要綱第 5 条第 11 項において「協議会は、定期的を開催することとする。」となっており、地域計画作成後も定期的を開催する予定なので御協力の程お願いしたい。・なお、次回開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえ、開催したい。 |
| 会 長 | <ul style="list-style-type: none">・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重な御意見、活発な議論をいただき、まことにありがとうございました。本日いただいた御意見等については、私の方で責任をもって修正する。・本協議会にて策定した地域計画に基づき、今後はタクシー業界が利用者に対するサービスの向上、利用者ニーズに即した事業の展開、労働条件の改善等に取り組む特定事業計画を作成し、認定を受け実施に移していくこととなるが、本法律及び本地域計画の主旨を十分に御理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めていただき、県中央交通圏のタクシー事業の適正化、活性化に向け取り組んでいただきたい |

4. 閉会

(配布資料)

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）

資料 2 第 2 回県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会議事概要